

熊本市認知症介護基礎研修実施機関指定要綱

制定 令和4年3月28日 健康福祉局長決裁

改正 令和5年9月26日 健康福祉局長決裁

(目的)

第1条

この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知(以下「課長通知」という。))及び「熊本市認知症介護実践等研修実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の規定に基づく認知症介護基礎研修(以下「研修」という。)の実施主体として市長が指定する法人(以下「研修実施機関」という。)の指定手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県市編成研修 実施要綱第3条第1号ア(ア)に定める研修をいう。
- (2) 独自編成研修 実施要綱第3条第1号ア(イ)に定める研修をいう。

(指定の申請等)

第3条 研修実施機関の指定を受けようとする者は、熊本市認知症介護基礎研修実施機関指定申請書(別記様式1)及び以下の添付書類(県市編成研修の場合：ア～サ、独自編成研修の場合：ア～コ、シ及びス)を市長に提出しなければならないものとする。

- ア 申請法人の定款、寄附行為等
 - イ 申請法人の登記事項証明書
 - ウ 財産目録
 - エ 熊本市認知症介護基礎研修事業計画書(様式1-1)
 - オ 研修の募集案内の方法がわかるもの
 - カ 誓約書(様式1-2)
 - キ 医療保健福祉の分野の研修会の実績について(様式1-3)
 - ク 研修実施機関運営上の基本方針(様式1-4)
 - ケ 事業費収支見込(様式1-5)
 - コ その他指定に関し必要があると認める書類
 - サ 使用するeラーニングシステムの概要
 - シ 研修に係る講師の確保状況(見込み)(様式1-6)
 - ス 研修会場の確保状況(見込み)(様式1-7)
- 2 研修開始までの標準的な日程等

研修実施機関の指定を受けようとする者は、受講希望者への周知及び研修の円滑な実施のため、研修開始希望日の3か月程度前までに指定申請を行うこととする。

(指定の要件及び決定)

第4条 市長は、第2条により提出された申請書等の内容を審査し、以下の要件(県市編成研修の場合：ア～サ、独自編成研修の場合：ア～コ及びシ～ソ)を満たすと認められるときは、研修実施機

関としての指定を行い、申請者に対し通知することとする。

- ア 研修を適正かつ円滑に行うために必要な事務的能力及び研修の安定的運営に必要な財政基盤を有する法人であること。
- イ 研修実施機関を運営するために必要な経済的基礎があり、かつ研修実施機関運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。
- ウ 受講料を 3,000 円/人以下にすること。
- エ 研修に見合った収支予算であること。
- オ 研修の受講者に対して中立性・公平性が確保できること。
- カ 研修を毎年継続的に実施する能力があること。
- キ 研修の受講者からの問い合わせに迅速に対応できる体制であること。
- ク 研修運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、職員及び職員であったものに対して、十分な処置がなされていること。
- ケ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- コ 市から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うことができること。
- サ 実施要綱第 3 条第 1 号ア（ア）a～d に定める要件を満たす e ラーニング形式による研修を実施できる体制であること。
- シ 熊本市又は熊本市に隣接する市町内で研修を実施する法人であること。
- ス 過去 3 年間に都道府県又は指定都市において、当該研修と種類及び規模をほぼ同じくする研修を実施した実績があること。
- セ 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保できること。
- ソ 研修を実施するにあたり、実施要綱第 3 条第 1 号ア（イ）a～d に定める要件を満たすこと。

- 2 市長は、申請者を研修実施機関として指定しないことを決定したときは、申請者に対し、理由を付して通知することとする。

（指定の期間）

第 5 条 指定の有効期間は、事業開始日の属する年度の末日までとする。

- 2 指定の更新を受けようとする者は、前項の期間の満了の日の 1 か月前までに、熊本市認知症介護基礎研修実施機関指定更新申請書（別記様式 2）及び本要綱第 3 条第 1 項に掲げる添付書類（県市編成研修の場合：ア～サ、独自編成研修の場合：ア～コ、シ及びス）を市長に提出するものとする。ただし、前回申請時から変更がない書類については省略できるものとする。
- 3 市長は、前項により提出された更新申請書等の内容を審査し、指定の要件を満たすと認められるときは、研修実施機関としての指定の更新を行い、申請者に通知するものとする。なお、更新後の指定の有効期間は、第 1 項の期間の満了の日の翌日から起算して 1 年間とする。
- 4 市長は、指定の更新をしないことを決定したときは、申請者に対し、理由を付して通知することとする。

（変更の届出・申請）

第 6 条 研修実施機関は、次に掲げる事項を変更する場合には、熊本市認知症介護基礎研修変更届（別記様式 3）をあらかじめ市長に届け出るものとする。

- (1) 研修実施機関の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (2) 研修を行う施設の所在地
- (3) 研修実施機関の定款、寄附行為、登記事項証明書等

2 研修実施機関は、次に掲げる事項を変更する場合には、熊本市認知症介護基礎研修変更届（別記様式3）をあらかじめ提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) e ラーニングシステム

(2) 受講料

(3) 研修の実施期間

(4) 研修のカリキュラム、講師、研修会場

（事業実績の報告と必要書類の提出）

第7条 研修実施機関は、年度終了後2カ月以内に、熊本市認知症介護基礎研修実績報告書（別記様式4-1）に以下の書類を添付して市長に提出することとする。

(1) 熊本市認知症介護基礎研修修了者名簿（別記様式4-2）

(2) 収支決算書（別記様式4-3）

(3) その他必要と認められる書類

（修了者名簿の管理等）

第8条 研修実施機関は、修了証書の再発行に対応できるようにしておかなければならない。

2 市長は、研修実施機関が、法人の解散等によって、前項に規定する再発行を行えなくなったと認めるときは、研修修了者の申出により、修了証書を交付することができるものとする。

（事業廃止の申請）

第9条 指定法人は、事業を廃止する場合には、熊本市認知症介護基礎研修廃止届（別記様式5）をあらかじめ提出し、市長の承認を受けるものとする。

（監督命令等）

第10条 市長は、研修事務の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、研修実施機関に対し、研修事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 市長は、研修事務の適正な運営を確保するため必要と認めるときは、研修実施機関に対し、必要と認める事項の報告を求め、若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができるものとする。

（指定の取消し）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 研修実施機関が、第4条の指定の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

(2) 研修実施機関が、研修の運用事務を適正に履行しなかったとき。

(3) 研修実施機関が、不正な手段により指定を受けたとき。

(4) 研修実施機関が、第10条の命令に違反したとき。

(5) その他研修の実施に関して、適切でないと認められるとき。

（研修実施における個人情報の取扱に関する留意）

第12条 研修実施機関は、研修の運用上知り得た受講者に係る個人情報について、適切に管理すること。また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後にあっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に研修実施機関の指定を受けている者については、第3条第1項の指定を受けているものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月26日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定は、令和5年度における独自編成研修の指定の申請には適用しない。